

教育福祉常任委員会会議記録（概要）

平成26年1月14日（火）

開 会 午後2時0分

【議 事】

特定事件 保健・医療について

- ・ 歯科口腔保健の推進について

西沢委員長

本日は、参考人として、所沢市歯科医師会会長の島田和浩さん、同副会長の山口直彦さんに御出席をいただいております。

この際、参考人の方に一言ごあいさつを申し上げます。本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のためにご出席いただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して心からお礼を申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。

早速ですが、議事の順序等について申し上げます。初めに、島田参考人に10分程度でご意見を簡単に述べていただき、その後、委員の質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、島田参考人をお願いいたします。

【参考人意見】

島田参考人

以前に保健センターで意見交換会を行いました。その内容を踏まえ、

教育福祉常任委員会において、当初の条例案についてさらに協議を行ったと伺っています。我々がお示した内容について委員会で精査していただき、この度、改めて条例案をいただきましたが、これについて、我々にとっては、これはどうかという部分は特になく、よくまとめていただきありがたいと思っています。我々は法令の専門家ではないので、最初に示した内容には余計なことが含まれていた面もあったかと思います。今回上手にまとめてもらった条例案については、この形で進めていただければありがたいと思っています。

また、所沢市には、せっかく歯科診療所あおぞらがあるので、その位置付けについても条例案において少しふれることができればよいと考えていましたが、診療部門を担う施設であることを考えると、この条例とは別に考えた方がよいと思う面もあります。この度の条例案の中にその内容についての規定がないこともおそらくその点が考慮されているのかと思いました。

さらに、第9条の「財政上の措置等」について、我々は強めの表現の条文にしていますが、「講ずるよう努めるものとする」というやんわりとした表現になっており、他の自治体においても概ねこの文言で規定されており、この表現の方がよいと考えています。

全体の流れとしては非常によくできた条例案であると思いますので、これについて特に我々として何か意見を申すところはないと考えます。

【参考人への質疑】

城下委員

先ほど、歯科診療所あおぞらの位置付けについて、診療所という役割を担っているわけであり、この度の条例案とは別に考えた方がよいとお話でした。歯科診療所あおぞらの機能の充実を図る意味では、条例に位置付けた方がより実効性があるのではないかといった議論をしましたが、あえて条例案に入れるとすれば、どの部分に入れた方がよいかということについて、何かご意見があれば教えてください。

山口参考人

歯科診療所あおぞらについては、所沢市歯科診療所条例があります。この度の条例案の中に歯科診療所あおぞらの機能の充実等をうたってしまうと所沢市歯科診療所条例との整合性がうまくはかれないと判断しています。所沢市歯科医師会としては、以前から所沢市歯科診療所条例を変えてほしい旨を市へ何度か申し入れていますので、今後もそれを続けていくことで、何とか所沢市歯科診療所条例が変われば、あえてこの度の所沢市歯科口腔保健の推進に関する条例案に位置付けていなくても、歯科診療所条例に基づき機能の充実を図ることができるものと考えています。

末吉委員

当初の条例案を修正する中で、第8条の「施策の実施」についても整理を行いました。過日の意見交換会において施策についていろいろと教えていただきましたが、我々が修正した条例案における第8条の第1号から第7号に関し、ほぼ必要なものが網羅されているかどうかについて、専門の

先生からご意見をいただけたらと思います。

山口参考人

とてもよくまとまっており、網羅されていると思います。私どもの条例案では、虐待や災害時のことについても規定しましたが、市においては、別途、虐待に係わる問題の検討の場が設けられており、災害についても同様だと思います。そのため、そういったことについて、この条例（案）に入れてしまうと、そちらの検討の場が動きにくくなる可能性があるとも考えますので、現在の条例案で現状は網羅されていると考えています。

末吉委員

当初の条例案や、他の自治体の条例の中には、食育並びに糖尿病、脳卒中、がんその他の生活習慣病対策及び喫煙による影響対策の推進に必要な事項といった趣旨のことを規定しています。この部分については、科学的に歯科との因果関係の証明ができていない面もあるとのことであり、この度の条例案には入っていません。また、「6525運動」、「8020運動」についてもこの度の条例案の中に入っていませんが、重要な部分であると思います。そういったことがこの度の条例案の中に規定されていなくても、第8条の第1号から第7号までの中で、その部分を具体的に計画したり、実行なりをしていけるのかどうかについてご意見を伺えたらと思います。

島田参考人

第8条の第6号、第7号に含まれるかと思いますが、具体的な内容を

あまりこの中に盛り込むこともどうであるかと思います。特に、第7号において、「前各号に掲げるもののほか、市民の歯科口腔保健の推進を図るために必要な施策」と規定されていますので、このあたりに集約されていると思います。8020運動等についても、第4号の「高齢期における歯科口腔保健の推進に必要な施策」の規定に含まれていると考えれば、この条文でよいかと思います。

山口参考人

所沢市健康づくり市民会議に、歯科医師会から委員として2人が出ています。また、「第2次健康日本21所沢市計画」においても、かかりつけ医師、歯科医師、薬剤師の利用がうたわれています。今後、市では、そういった会議等の中で、健康に関する施策の実施が図られていくと思いますので、その中でそういったことを盛り込んでもらうように努力したいと思っています。

中村委員

歯科口腔保健の推進ということに関して言えば、条例の制定がゴールではなく、このことは一種のきっかけであり、通過点であるかと思います。文言や表現は割りとすっきりとした骨のようなものになりました。これを契機に行政や市議会に対し、こういったことを行ってほしいということについて是非お考えをお聞かせいただければと思います。条例案の文言の問題ではないと思いますが、こういった機会ですので、そういうことについてお考えを聞かせていただきたいと思います。というのも、これはいわば

骨であり、運動でいえば筋トレみたいなもので、筋トレを行ったあとに、バスケットボールをするのか、野球をするのか、サッカーをするのかということはまだ決まっていないわけであり、魂がこもっていないわけです。要は形であり、その魂をこめる作業は必要であるかと思しますので、この度の機会にお考えをお述べいただければと思います。

島田参考人

直接的にこの条例案に関係があるかはわかりませんが、歯科診療所あおぞらの運営に関しては、現状、所沢市歯科診療所条例があり、この条例に則して当然運営をやっていかなければならないわけです。ただ、非常に窮屈な条例であるため、もう少し柔軟な対応ができるような条例改正を将来に向けて検討する必要があると考えます。歯科診療所あおぞらはもう約15年もやってきましたが、15年前と現在とでは状況もかなり変わっていますし、これから先も変わっていく可能性が高いと思います。その時期にあった条例へと修正する必要があると考えていますので、そういったところでお力をいただければありがたいと考えています。

山口参考人

我々がお示した条例案の中では「歯科口腔保健推進委員会」の設置を規定しました。現在、所沢市8020運動推進委員会という歯科に関する委員会がありますが、これは「8020よい歯のコンクール」及び成人歯科検診に関し検討を行っているだけです。市における歯科に関する正式な委員会はこれのみであり、できればこの委員会をもう少し充実させ、生ま

れてから亡くなるまでを検討できるような委員会にさせていただきたい
と思います。そして、その中には市民の代表の方にも入っていただきたい
と思います。現在は専門家だけで話をしている状況であり、我々サイドの
考えしか出ないこともあり、市民サイドの意見もお聞きしたいと考えてい
ます。

中委員

この度の条例案については、いわば骨の部分になったかと思います。当
初にご提案いただいたような条文とは違っている面もあるかと思いき
ますが、かなりすっきりした印象があります。我々としても、理念的なものが
まとめられていると認識しています。その中で、歯科診療所あおぞらに関
しては、所沢市歯科診療所条例があるのであり、そちらの改正等を検討し
ながらいい方向に向かえればよいと理解しています。もう一点、第9条の
「財政上の措置等」については、「講ずるものとする」との表現から「講
ずるよう努めるものとする」との表現になり、かなり柔らかな表現になり
ましたが、この点については理解できるとのことでした。すっきりとした
形の条例案になると、いろいろな意見もあるかと思いますが、財政上の措
置等に係わるこの規定はあってもなくてもどうなのかと思いますが、これ
を入れていきたいという理由やご意見が何かあれば伺いたいと思います。

島田参考人

実は、国の法律、また、県の条例もそうですし、ほとんどの市町村の条
例においても財政上の措置に関して規定されています。これがないと、こ

の施策を行うにあたり、無くてもできるような気もしますが、できれば、このやんわりとした表現でも入れていただければありがたいと思います。この規定を削った方が条例案が通りやすいということであれば、それについて絶対に入れてくださいということも言えないと思いますので、最終的にはお任せすることになります。気持ちの中では、この程度の表現で規定してもらえればありがたいと考えています。

山口参考人

先ほど、委員からご指摘がありましたように、これは、いわば骨組みであり、この条例が制定された後、市においても歯科口腔保健の推進に関し、計画等の策定がなされていくかと思いますが、この財政上の措置等についての規定がないとそのバックボーンがなくなってしまうと思いますので、所沢市歯科医師会としては、「努めるものとする」という表現で結構ですので、できれば入れていただきたいと考えています。

矢作委員

上尾市へ伺ったとき、歯科口腔保健の推進に関する条例は理念条例であって、この条例の成立によって、現在特段の変化はなく具体的なことは進んでいない旨の話がありましたが、例えば、県内や全国で、条例の成立により具体的な施策が進展したという先進例があれば伺いたいと思います。

島田参考人

今年度から埼玉県で、この条例を踏まえたいうえでの実際の活動が始ま

りました。例えば、12歳児の虫歯率の比較的高い地域を対象に、フッ化物洗口を実施する事業が進み始めました。

実際には、市町村の教育委員会や学校関係者等との調整が必要となるため、今進んでいるのは、まず説明会を開くという内容のものです。目標値として、3年計画で1.0を掲げています。この根本にあるのは虫歯を無くして歯を長持ちさせ、最終的には、8020運動の推進まで繋げて行こうという長いスパンでの考え方です。県がようやく動き出し始めて、今回、3年間で約800万円の予算が初めて付きました。国ももちろん歯科口腔保健に関する推進計画を現在策定しているところで、2年半を経てようやく動き始めたと感じています。市町村については、まだ情報が無いので、どの程度進んでいるのかは定かではないですが、埼玉県としては、そういった形で条例の効果がようやく出始めたと考えています。

矢作委員

先ほどの1.0を目標にというのは、どういう意味ですか。

島田参考人

DMF指数の数値であり、虫歯を評価する指標です。虫歯と治した歯の数等で、このDMF指数を統計的に示す学校保健会等では、この数値の基準に基づき虫歯の多少を判定しますが、その指数について、1.0を目標にしたいということです。所沢市は、幸い1.0なので、今のところは、今年度の事業の対象になっていません。来年度以降、3年間の

計画期間中にはやるようになるかもしれませんが、今、我々所沢市歯科医師会の学校歯科部と地域保健部と一緒にあってそういうことに対応するように進めています。

亀山委員

先ほど中村委員から行政や市議会へ期待することについて質疑があり、歯科診療所あおぞらと委員会の機能に関してご意見をいただきましたが、それ以外に希望や目標等について、具体的に考えていることを伺います。

島田参考人

条例案には、市民の責務についての規定がありますが、ご存知のように、歯科に関しては、悪くならないと行かない、痛くならないと行かない等、医科に比べて受診率がかなり低い状況があります。定期的に歯科に関わる健診の受診を心がけるなど、そういうことについて少しでも啓発になればよいと思います。我々がアプローチするとなれば、この条例案に基づき、例えば、そういうパンフレットを配布する等の活動を行なっていきたいと思っています。そのため、市民の方にもっと口の健康について理解していただき、口の健康が全身の健康にとっても関与しているということを今まで以上に啓発活動として行っていければ、当然、悪くなる前に受診するという、医科で言えば特定健診のような考え方が浸透し、歯科でも本当に悪くなるのが随分と減らせると考えています。

山口参考人

所沢市では成人歯科検診を、40歳・50歳・60歳・70歳になる方を対象に実施していますが、現在5%程度の受診率であり、受診率を上げるためにどうしたら良いかということについて所沢市8020運動推進委員会の中でも検討されています。以前に議会で質問した議員の方もいると思いますが、5年に1回の実施ができないか等、要は費用対効果を考慮して実施について検討することになると思います。検診の方法もその委員会において検討し、もう少し受診しやすい環境をつくっていくことで受診率を高めることが重要であると思います。それから予算をあまり増額せずに5年刻みに検診が実施できるようなシステムを構築できればよいと考えています。それからもう1点、これからは認知症の方も増えていますが、そういった方々を歯科診療所あおぞらでどう受け入れていくか等に加え、そういう方々の口腔ケア、誤嚥の防止や肺炎の防止等を、何とか歯科診療所あおぞらに勤務している歯科衛生士の力を活用しながら、訪問して口腔ケアを行っていくシステムを作っていきたいと考えています。医師会や薬剤師会との連携もこの条例のあるなしに関わらず、もっと連携を深めていき、口腔ケアということも考えていきたいと思っています。

末吉委員

この条例案が制定されたとして、先ほどから意見が多く出ているように、この理念に基づき、どのような具体的な計画が策定され実行されていくかということが非常に重要なことだと思います。8020運動推進

委員会がありますが、それだけでは、関係者が集まっての具体的な計画策定等にあたっては、不十分な面があるというか、何らかの検討するためのテーブルが必要なかと聞いていて思いましたが、どのように具体的な計画を策定していくのかということについて、ご希望やご意見があったらお述べください。

島田参考人

先ほど山口から申した通り、今、委員会が一つありますので、その中で、委員数を増やすかは別にして、最初の段階であれば、我々の現有勢力で対応が可能な範囲であるかと思っておりますので、少し幅広く検討できるようになればよいと考えています。担当部署だけではなく、違う部署の者も入れれば話が具体的に進むのではないかと考えています。

山口参考人

介護を必要とする方々に関しては、現在も高齢者支援課で医療と介護の連携を深めるための検討会議が計2回開催されています。その中に歯科医師会も入っており、介護を必要とする方々に対しての医業間の連携は、その中でできるかと思えます。妊娠期から成人期、その他のいわゆる口腔保健に関しては、何とか8020運動推進委員会の中で、もう少し充実させていければよいと思っています。この条例案ができた後、どのような計画を立てていくかということは、その委員会やその他の機会において、歯科医師会として行政に訴えていき、この度の条例案を具体化するような計画を立ててほしいということを訴え続けていくしかない

と思っています。

城下委員

歯科口腔衛生の向上については、計画の策定まで必要ではないかという
ことを委員会の中でも議論していますが、先日、担当部とヒアリング
をした際、市では今後、保健医療計画を策定予定であるとのことでした。
こういう中にも是非、歯科医師会の方からも要望なりを言ってもらいた
いと思いますが、これについて、市から何か話はありますか。

山口参考人

何も伺っていません。

島田参考人

所沢市健康づくり市民会議が近々開催される予定になっているので、
その中で示されるかと思います。内容はまだ伺っていないのですが、そ
の会議の開催通知があったので、今後、そのような話が出てくるという
気はしています。

亀山委員

口腔疾患等の予防等を行うことが全身の健康に資するということは推
察できるが、そうではなく、全身の健康維持という観点から、歯科口腔
について考えていくということは、少し立ち位置が違うかと思いますが、
どうお考えかお聞かせください。

島田参考人

条例案の目的において、健康の保持をうたっていますので、これが全

てであるかと思えます。疾患を予防することによって健康を守るという趣旨ですので、健康ありきで、その後に色々についてくるという考え方も無くは無いでしょうが、表現的にはここに含まれているのでこの目的の中で充分にうたわれていると考えます。

西沢委員長

以上で参考人に対する質疑を終了してよろしいか。（委員了承）

休 憩 午後2時36分

（休憩中に協議会を開催し、所沢市歯科口腔保健の推進に関する条例（案）並びに今後の審査について協議を行う）

再 開 午後3時18分

西沢委員長

本日の会議内容を踏まえまして、パブリックコメントの条例案としては、今回の修正案を、そのまま条例案としてパブリックコメントにかけたと思いますが、よろしいか。（委員了承）

パブリックコメントの実施に係る案内、意見提出様式等に関しては、冒頭の部分は、委員長・副委員長に一任していただき、その上で事務局の確認も得た後、委員の持ち回りとすることでよろしいか。（委員了承）

御異議なしと認め、そのように決しました。

また、本日審査した特定事件については、引き続き審査することに御異議ありませんか。御異議なしと認め、そのように決しました。

前回、上山口中学校の重油流失事故について、教育委員会からの事情説明を聞きたいとの提案があったが、これについては、日程をとって委員会を開催することでよろしいか。（委員了承）

休 憩 午後3時22分

再 開 午後3時30分

次回の委員会は、2月17日（月）議会運営委員会の終了後に開催することでよろしいか。（委員了承）

散 会 午後3時31分